

国際的な食のイベント企画運営業務 委託仕様書

1 委託事業名

国際的な食のイベント企画運営業務

2 目的及び事業概要

本事業の目的は、2025年日本国際博覧会（以下、大阪・関西万博という）を機に大阪の食の多面的な魅力を国内外へ広く発信・周知することで、その観光ポテンシャル等を引き出すことにより、大阪の成長に資することである。

大阪は国内外において、食のポテンシャルが高い街として認知されている。江戸時代に「天下の台所」と呼ばれたように、日本全国の食材が集まることに加え、地場の山海の幸にも恵まれており、飲食店の数も多い。

しかしながら、「粉もん」等に代表されるように「安くて美味しい」点が好評を博している一方で、高い付加価値を有する生産者や飲食店等が十分に知られておらず、ポテンシャルを発揮できていないといった課題がある。

具体的に挙げられるのは、古くから守られてきた伝統食材の継承、環境や健康に配慮した無農薬栽培、地域の土壌に合った独自品種の開発、食材の生産背景や地域の歴史文化を伝えるための演出、地元食材の新鮮さを活かし美味しさを最大限に引き出す調理法の追究等である。信念を持って、こだわりを貫く作り手が府域に多く存在する。

大阪の豊かな食文化を持続可能なものとするためには、そういった価値が認められ、継続性を確保できる仕組みがなくてはならない。

世界的に著名なフードジャーナリストであり、大阪府成長戦略アンバサダー（※）を務める Matt Goulding 氏も「生産者（第一次産業）が最も重要な役割を果たしている。」「大阪の食を語る上で”人の魅力”は欠かせない。」と評価する。

そこで、大阪・関西万博で国内外から来阪者が増え、大阪に注目が集まるこの機会に、シンポジウムを開催し、世界に向けて大阪の食の多面的な魅力とその観光ポテンシャルを発信するとともに、府内の多様な飲食店等を体験できるキャンペーンを実施することで、大阪の食のイメージをアップグレードする第一歩としたい。

※ 大阪府成長戦略アンバサダー

食をはじめ今後の成長が見込まれる分野において、人脈や影響力を活かし、成長戦略局の取組みに関する情報発信・プロモーションにご協力いただける方を「大阪府成長戦略アンバサダー」として認定。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日

4 委託上限額

100,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 事業内容及び提案を求める事項

(1) 大阪の多面的な食の魅力とその観光ポテンシャルを国内外へ発信するシンポジウムの開催

- 大阪・関西万博の会期中（令和7年4月13日～令和7年10月13日）に、大阪府域内の施設を用いてシンポジウムを開催する。
- 「2 目的及び事業概要」で挙げた、高い付加価値を有する生産者や飲食店等にフォーカスした内容とすること。
- 食の分野において世界で活躍する、有識者、シェフ、生産者等、本事業の趣旨・目的に合うパネリストをキャスティングすること。
- 聴衆となる会場参加者は、主に食への関心が高く発信力のある国内外の富裕層とすること。
- シンポジウム開催に際し、パネリスト等には事前に府内のシェフ・料理長、生産者、職人等と現地で関わるエクスカージョンの機会を設け、体験価値を提供すること。
- シンポジウム当日は会場参加に加え、より多くの人が見聴できるよう、オンライン参加も可能な環境を整えること。
- シンポジウム会場（もしくはその付近）で参加者を対象としたワークショップ等を開催し、大阪の食文化に触れる機会を設けること。
- パネリスト等と会場参加者の交流を目的としたレセプションを実施すること。
- 当日の録画配信やメディアへの記事掲載等、参加者以外の多くの人が見聴できるよう事後プロモーションを実施すること。

【留意点】

- 事業の効果を高めるため、委託料とは別に財源確保（事業協賛、広告協賛、参加費等）を行う等、工夫を凝らした事業の実施も可能とする。
- 効果測定のための手段（アンケート等）を講じ、大阪の食の魅力がどの程度伝わったかを調査・分析すること。

提案を求める事項

- ✓ 本事業の趣旨・目的に沿ったインパクトのある名称とテーマ（テーマ例：「持続可能な食」、「大阪という地域や食文化が持つ魅力・観光ポテンシャル」等）
- ✓ シンポジウムの詳細（開催日及び期間、会場、パネリスト、会場参加者の想定、参加者数の想定、当日のプログラム、エクスカージョン先、事前プロモーション手法及び期間、

効果測定の方法等)

- ✓ 世界複数の国や地域において発信できる効果的な事後プロモーション手法等（媒体、対象の国や地域、期間、回数等）
- ✓ パネリスト等や参加者による発信・拡散（SNS等）を促す等、シンポジウムの効果をその後も維持・発展させる仕掛け
- ✓ 本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み（関係機関・連携先・企業ネットワーク、類似の実績、専門知識や経験、能力等を有するスタッフの有無等）

(2) 大阪の多面的な食の魅力を多くの来阪者等に体験してもらうキャンペーンの実施

- 大阪府内の多様な飲食店等を、国内外からの来阪者等に体験してもらえるキャンペーンを企画・実施する。
- (1)のテーマ・内容を踏まえ、一貫性のある内容とすること。
- 国内外へ発信力を有するインフルエンサー等が自身の勤める府内の飲食店等施設を選定・公表し、それらをキャンペーン参加者が巡れるようにすること。
- 本事業趣旨を踏まえた効果的な情報発信が可能なインフルエンサー等（食への深い造詣、多言語対応、独自の人脈を有する等）をキャスティングすること。
- 特に海外への効果的な発信が見込めるインフルエンサー等複数人をキャスティングすること。
- キャンペーン開催期間前から、国内外のインフルエンサー、メディア、SNS等を最大限活用したプロモーションを実施し、多数の参加を促すこと。
- 府内全域の飲食店等が対象となる仕組みにすること。
- 多言語対応により来阪外国人観光客等も抵抗なく参加できるものとする。

【留意点】

- 一部の飲食店に負担が集中しない仕組みとすること。
- 事業の効果を高めるため、委託料とは別に財源確保（事業協賛、広告協賛等）を行う等、工夫を凝らした事業の実施も可能とする。ただし、本キャンペーンに参加する飲食店等からの財源確保は不可とする。
- 効果測定のための手段（アンケート等）を講じ、大阪の食の魅力がどの程度伝わったかを調査・分析すること。

提案を求める事項

- ✓ 本事業の趣旨・目的に沿ったインパクトのある名称
- ✓ キャンペーンの詳細（実施期間、キャスティングするインフルエンサーの想定、飲食店の選定・調整方法、ターゲットとする参加者の属性、目標参加者数、プロモーション手法及び期間、活用するメディア、対応言語、効果測定の方法等）
- ✓ 本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み（関係機関・連携先・企業ネットワーク、類似の実績、専門知識や経験、能力等を有するスタッフの有無等）
- ✓ 大阪・関西万博期間終了後も民間主導でキャンペーンを維持できる仕掛け等、提案事業の出口戦略

(3) 広報、パブリシティ

- 効果的な広報、パブリシティを実施する。
- 広報に必要な媒体の作成を行い、効果的な手法で広く国内外へ情報発信する。
- 国内外のメディアに取り上げられるよう戦略的な広報を実施する。
- パネリスト等や参加者による発信・拡散（SNS等）を促す。

(4) 事業実施体制及びスケジュール

- 業務を確実に実施できる適切な人員体制を確保すること。
- 事業担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。
- 本事業の実施にあたって受託事業者が行った業務の対応内容、検討結果等に関する情報を蓄積し、大阪府と共有すること。

提案を求める事項

- ✓ 本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み（関係機関・企業ネットワーク、類似の実績、専門知識や経験、能力等を有するスタッフの有無等）
- ✓ 上記（1）～（3）の事業ごとの具体的なスケジュール案

(5) 保険の加入

- この事業を遂行するにあたり必要となる保険に加入すること。

(6) レポートの作成

- （1）及び（2）の企画・実施結果・成果を取りまとめた報告書を作成する。
- （1）については、事業完了後、速やかに概要を取りまとめ、大阪府に提出すること。（令和7年12月末を目安とする。）
- 令和8年3月末までに最終報告書を取りまとめ、大阪府に提出すること。なお、最終報告書は、印刷物の外、二次利用できる形式の電子データでも提出すること。
- 事業実施の様子が分かる写真や図表等、視覚的要素を効果的に活用し、読み手に分かり易い形式を用いること。

6 委託事業の一般原則

- （1） 業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。また、他の機関等に応募者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わす等、適切な措置を講じること。
- （2） 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。

- (3) 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属する。
- (4) 事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議するとともにその決定に従う。

7 委託事業の運営

受託事業者は、会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。

8 委託事業の報告

受託事業者は、契約締結後、適宜、委託事業の実施状況を書面等により、大阪府に報告するものとする。なお、進捗状況に応じて、大阪府が業務実施計画の見直しを求める場合は対応すること。また、事業期間終了後、直ちに業務及び収支内訳の内容がわかる書類を大阪府に提出すること。

9 その他

- (1) 本仕様書については、プロポーザルの結果、最優秀交渉権者となった者と府との間で再度協議したうえで、双方の合意が得られた内容に修正したうえで、契約時に契約書に必要な書類とともに添付する。
- (2) 本事業を実施するにあたり、仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託事業者で協議の上、業務を遂行すること。
- (3) 企画提案及び契約手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (4) 業務の実施にあたっては、効果的に成果をあげるため、大阪府と十分協議を行いながら進めること。また、本事業に必要な関係者との調整を行うこと。
- (5) あらかじめ大阪府と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (6) 納品が必要なものについて、納品日及び納品形式は別途協議し、納品場所は大阪府の指定する場所とする。
- (7) 報告書等は、紙媒体に加え、電子媒体（電子媒体：Word形式及びPDF形式、CD-ROM等2枚）も提出すること。
なお、報告書等の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、大阪府に譲渡するものとし、作成者は著作権人格権を行使しないこと。
- (8) 本業務を通じて知り得たビジネスプランその他企業情報は、契約により守秘義務を規定することとする。